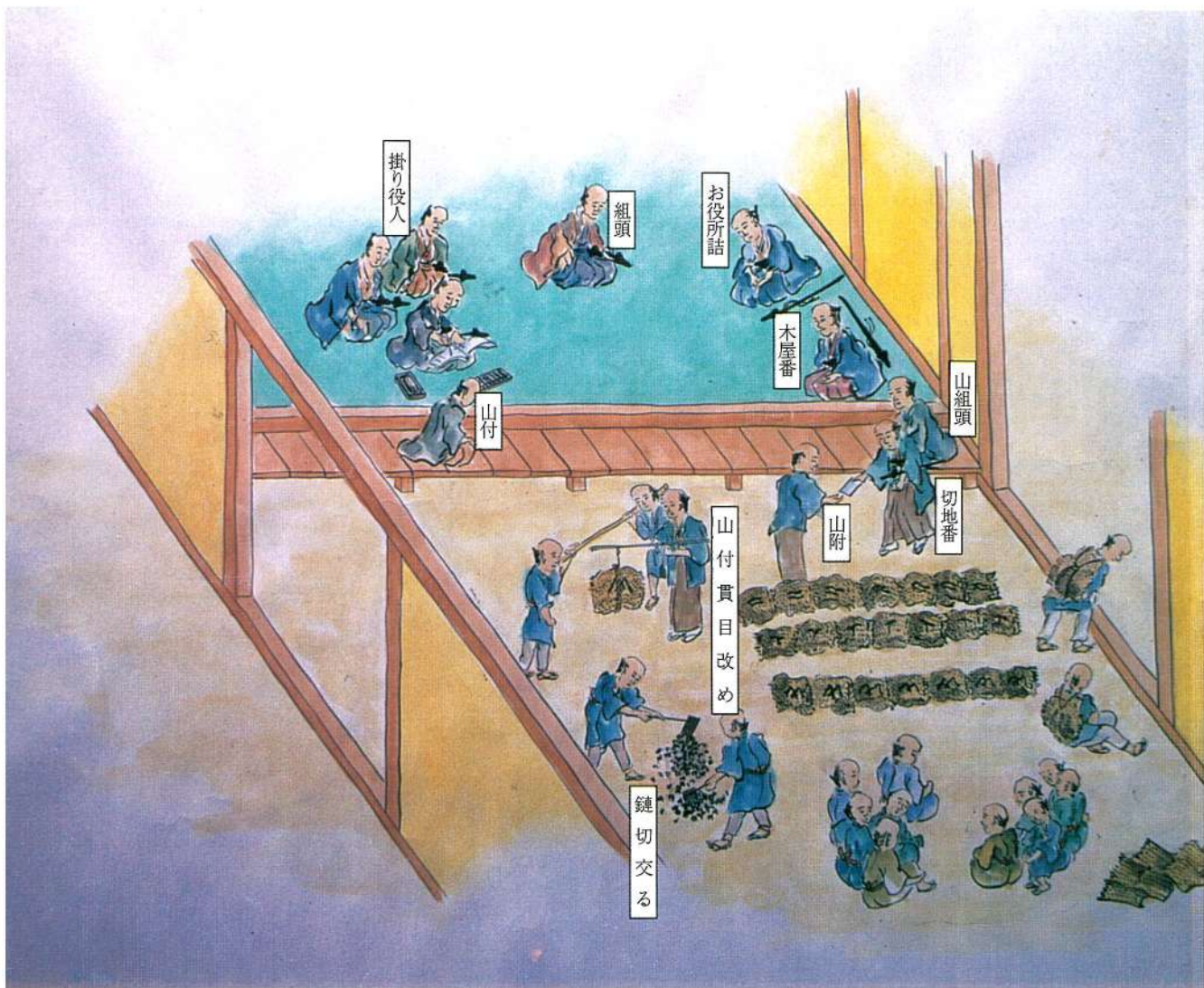


# 天領

第35号

1998年7月



社団法人 石見大田法人会会報

# 目 次

山陰道（出雲―江津間）の整備促進について……………	1
確定申告の状況……………	2
税制改正について……………	3
天領の秘話③「関東の金、関西の銀」……………	6
ミニ税務コーナー……………	8
質問手帖……………	9
囲碁問題……………	9
石見銀山遺跡について……………	10
非違事例……………	13
企業訪問（林商事株式会社）……………	14
「日本一の和牛試験場」……………	16
農林水産省中国農業試験場畜産部の紹介……………	
第二十六回会員親睦ゴルフ大会……………	22
税のこぼれ話「匙を投げる」……………	23
石見銀山・根ほり葉ほり……………	24
「銀の道の哀歎（石州銀山道）」……………	
地域社会貢献運動へ梅と瓦の広場清掃作業……………	25
重度障害保障終身保険……………	26
アメリカンファミリー……………	28
わが社のふれっしゅさん……………	29
税のこぼれ話「コンピュータの起源」……………	
「学問の場」……………	30
囲碁問題の解答……………	30
編集後記……………	30

## どめ　くさりわけのづ 四ッ留役所で鍮分之図

江戸時代末期の採鉱と冶金の姿を描いた、石見銀山絵巻（紙本墨画）が、大森町の上野、中村両家に残されています。上下二巻で、それぞれ長さ10m、幅26cm。

表紙の絵は、掘った鍮（鉱石）十日分が、下財（抗夫）の目印をつけた吠につめて、並べてあります。

はじめに鍮の切り交ぜがあり、次に山付役人（同心）が貫目改め、別の山付役人は、切地番（同心）から、山師に売り渡す順番のくじを渡しています。

正面中央には、鉱山方の元締め（組頭）が坐り、両脇に山方掛り、お役所詰（組頭の助役）、その下に小屋頭（同心）がいて、厳粛な光景です。

この絵の続きは、歩一鍮（十分の一の税）を納める図や、山師が配分を受けた鍮を、銀吹きと交渉して、吹屋（精錬）へ送るようすが描かれています。　（石村勝郎）

氏 東 大 木 鈴 字 題

# 山陰道(出雲—江津間)の

## 整備促進について

道路によって人・物・金の流れが生まれ、私達の生活に大きな変革をもたらすことは、今更申し上げるまでもないことです。地域の活性化に大きなインパクトを与えるものであり、これが高速自動車道であるなら、その効果は計りしれないものがあります。

先般、市内十八の民間団体の構成で「山陰道(出雲—江津間)早期実現推進協議会」が発足した。

その名称のとおり、できるだけ早く着工にこぎつけたいという願いからであります。

そもその発端は、会議所内部組織の地域開発委員会の提案から始まりました。

松江国道工事事務所長

さんの講話等から、私達は今この機を逃せば、必ず後悔する時がくると思い、運動展開のための組織づくりとなりました。

高速自動車道の建設は、日本道路公団が施工する場合と建設省予算で施工(以下直轄方式と呼ぶ)する二つの方式があります。夫々の特徴を簡単に述べます。

(1) 公団方式は、国土開発幹線自動車道建設審議会(国幹審)の審議によって、ランクを段階的に格上し、着工する手順がとられます。

前回の国幹審は、平成八年十二月に開催され、出雲—江津間が予定路線から基本計画区間に格上げされました。このあと整備計画路線になり、予算の目途がたてば施行命

令で着工となります。(ア) 大きな特徴は、借入金で工事費を調達されるので開通後の採算性を非常に重視することです。交通量の少ない地方は、とかく後回しにされがちです。

(イ) 施行命令が出て、完成まで約十年です。(ウ) 料金は、全国ブルー制で、事業費の高む当地域は恩恵を蒙ります。(2) 直轄方式では、国幹審の審議と関係なく、国の予算がつけば着工できます。

(ア) 採算性はあまり重視されず、むしろ必要性・緊急性が重視される。

(イ) 着工して、十年以上かかるといわれます。この点については、五全総で日本海国土軸構想が位置づけられました。よって、国の予算の傾斜配分の可能性も見えてき

たので、工事期間が短縮されそうです。(ウ) 料金は、直轄事業で道路基盤が造成され、上部の舗装は必ず公団が施工します。従って、舗装部分の事業費に対して料金設定がなされます。

現在、安来道路が二百円です。いずれにしても、公団施工よりは、低料金となり、地域住民には有利となります。

以上、簡単に両者を比較しましたが、現在私達は、この双方に陳情活動を行っております。

現時点では、いずれの施工になるか判断できず、どちらでも良いから、とにかく早く御願いたいたいというスタンスです。

山陰自動車道については、行政サイドでは関係市町村長及び議長

さんで構成される建設促進期成同盟会(十七市町村)が発足しており、陳情も行われております。しかし、近年、民間団体の陳情が効果を発揮するといわれます。そして、広域的な取り組みが大切といわれます。今後は、九号線沿線と簸川・邑智郡を加え組織の範囲を拡大再構築して、頑張りたいたいと考えております。

紙面の都合で意をつくしません。変わらぬご支援をお願い申し上げます。



# 確定申告の状況

## 〔所得税〕

広島国税局管内（中国五県）の平成九年分所得税の確定申告状況は、次のとおりです。

### ①全体の状況

納税人員は五十五万四千人、所得金額は二兆六千四百六億円、申告納税額は一千五百九十億円となっております。

これを前年分と比較すると、納税人員は〇・四％増加しましたが、所得金額は二・四％、申告納税額は三・六％それぞれ減少しました。

また、還付申告は、前年分より三・六％多い五十四万九千人から提出されました。

### ②営業所得者

前年分と比較すると、納税人員は二・七％、所得金額は二・八％それぞれ

れ減少しましたが、申告納税額は七・七％増加しました。

納税人員、所得金額がともに減少したのは、景気の回復が足踏み状態であることなどの影響、申告納税額が増加したのは特別減税が実施されなかったことが主な要因ではないかと考えられます。

### ③農業所得者

水稲の収穫量の減少及び米価の下落等により、前年分と比較すると、納税人員は二六・一％、所得金額は二五・六％、申告納税額は一九・八％、いずれも減少しました。

### ④その他の事業所得者

前年分と比較すると、納税人員は〇・三％、申告納税額は〇・四％それぞれ増加しましたが、所得金額は一・四％減少し

ました。

所得金額が減少したのは、営業所得者と同様に景気の回復が足踏み状態であることなどの影響ではないかと考えられます。

### ⑤その他所得者

前年分と比較すると、納税人員は二・三％増加しましたが、所得金額は二・二％、申告納税額は六・五％それぞれ減少しました。

納税人員が増加したのは、公的年金等の受給者や生命保険の満期や解約等に伴うものの増加によるものと考えられます。

### ⑥譲渡所得の申告状況

土地取引の減少、税制改正の影響、地価下落の影響により、前年分と比較すると、納税人員は八・六％、譲渡所得金額は二七・四％いずれも減少しました。

## 〔消費税〕

平成九年分個人事業者の消費税の申告状況は、申告総件数三万四千件で前年分より六・三％減少

し、納税申告件数も前年分より六・五％減少しましたが、申告納税額は前年分より二四・四％（二十八億円）増加しました。

平成9年分申告所得税の確定申告状況  
(石見大田署)

区分	納税人員 (人)	所得金額 (百万円)	申告納税額 (百万円)
営業	816	2,831	194
その他事業	434	1,883	176
農業	21	57	2
その他	1,848	7,885	291
合計	3,119	12,656	663

平成9年分県別申告所得税の確定申告状況

区分	納税人員 (人)	所得金額 (百万円)	申告納税額 (百万円)
広島県	210	1,058,371	67,814
山口県	113	506,886	29,619
岡山県	134	651,821	38,318
鳥取県	42	185,313	9,984
島根県	54	238,197	13,260
合計	554	2,640,588	158,995

平成9年分消費税の確定申告状況(石見大田署)

納税申告件数 (件)	申告納税額 (百万円)
120	5,048

平成9年分県別消費税の確定申告状況

区分	納税申告件数 (百件)	申告納税額 (百万円)
広島県	120	5,048
山口県	73	3,392
岡山県	73	2,973
鳥取県	27	1,200
島根県	41	1,884
合計	333	14,497

# 税制改正について

平成十年度の税制改正は、税制のグローバル・スタンダード化、企業活力の発展等の観点から、法人税率の引下げ、課税ベースの拡大を目的とし、昭和四十年以来の抜本的な改正となりました。

## ●法人税率の引下げ

区 分	改正前	改正後
資本金1億円超の法人	37.5%	34.5%
資本金1億円以下の法人	37.5%	34.5%
年所得800万円超の部分		
年所得800万円以下の部分 (中小法人の軽減税率)	28.0%	25.0%
協 同 組 合 等	27.0%	25.0%
公益法人等及び特定医療法人(備法)	27.0%	25.0%

各事業年度の所得に対する法人税の税率が前記のとおり引下げられました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

## ●減価償却関係の改正

### 一、建物の償却方法

建物の償却方法は従来定額法又は定率法のいずれかの方法によることとされていましたが、平成十年四月一日以後に取得された建物の償却方法は定額法とされました。この改正は平成十年四月一日以後に終了する事業年度について適用されま

### 二、建物の耐用年数

建物の耐用年数を概ね十％から二十％程度短縮し、最長のものでも五十年とされました。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 三、少額減価償却資産の取得価額基準の引下げ

事業供用時に全額損金算入が出来る少額減価償却資産の取得価額基準が二十万円未満から十万円未満に引下げられました。ただし、二十万円未満の資産については、一括償却資産の損金算入制度が選択できることとなりました。この制度は一括償却資産の取得価額の合計額を三年間で償却す

る方法です。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 四、初年度二分の一簡便償却制度の廃止

従来認められていた機械装置等に対する初年度二分の一簡便償却制度が廃止されました。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 五、営業権の償却方法

任意償却から定額法へ改められました。

## ●引当金の改正

### 一、貸倒引当金

#### (一) 繰入限度額の計算方法の改正

債権償却特別勘定の取扱が貸倒引当金に含められ繰入限度額の計算は、個別に評価する債権と、その他の一括して評価する債権に区分して計算す

る方式になり、次のイとロの合計額が繰入限度額となります。

#### イ、個別評価債権

債権償却特別勘定の繰入基準に相当する回収不能見込額を計算した金額口、一括評価債権

一般売却債権等の合計額に過去三年間の貸倒実績率を乗じて計算した金額

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

#### (二) 法定繰入率の廃止

一括評価債権の繰入限度額の計算については、法定繰入率による計算方法を廃止し、過去三年間の貸倒実績率に基づいて計算する方法に改められました。ただし平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については次の法定繰入率によ

することも認められます。

	改正前	改 正 後 (千分比)				
		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
卸・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
卸・小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0

(三) 中小企業の特例

現行の中小企業の貸倒引当金の特例制度の対象法人(資本金一億円以下)については租税特別措置として、引き続き改正前の法定繰入率によることができず。また、繰入限度額を十六%増しとする特例制度も三年間延長されました。

これらの改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

二、賞与引当金

(一) 賞与引当金制度の廃止

賞与引当金制度が廃止されました。ただし平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については改正前の繰入限度額に対し、次表に掲げる割合の引当が認められます。

年度	割合
H10	5/6
H11	4/6
H12	3/6
H13	2/6
H14	1/6

(二) 未払賞与の計上

賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入されます。ただし、事業年度末までに支給額が受給者に通知され、その後一ヶ月以内に支払われること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金経理している場合

には損金算入が認められることになりました。

これらの改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

三、退職給与引当金

退職給与引当金制度の累積限度額が期末要支給額の二十(改正前四十)%に引下げられました。

ただし平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については、次の割合とする経過措置が講じられました。

年度	割合
H10	37%
H11	33%
H12	30%
H13	27%
H14	23%

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

四、製品保証等引当金制

度の廃止

五、特別修繕引当金制度の廃止、特別修繕準備金制度の創設

●土地税制の改正

一、土地譲渡益課税

長期所有(五年超)土地の土地譲渡益に対する五%追加課税は、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間の土地の譲渡等については、適用が停止されました。

二、短期土地譲渡益課税

短期所有(二年初五年以下)土地の譲渡益に対する十%追加課税は、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間の土地の譲渡等について、適用が停止されました。

三、超短期所有土地譲渡益課税

超短期所有土地譲渡益

に対する十五%追加課税制度が、平成九年十二月三十一日をもって廃止されました。

四、長期所有土地等から建物、機械等への買換え

長期所有土地等から建物、機械等への買換えの場合の課税の特例制度の適用要件が緩和され次のような措置が講じられました。

(一) 買替資産に係る地域限定が廃止されました。

(二) 買替資産の範囲に土地が追加されました。

(三) 譲渡資産に係る要件が所有期間十年超のものへ緩和されました。

(四) 課税繰延割合が六十%から八十%へ引上げられました。

(五) 適用期限が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までへと延長されました。



これらの改正は平成十年一月一日以後に譲渡資産を譲渡し、同日以後に買換資産を取得する場合のその資産及び特別勘定について適用されます。

五、新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例制度

制度が廃止され平成十年一月一日以後に取得する土地等については、適用しないこととされました。ただし同日前に取得した新規取得土地等については、制度廃止後もなおその効力を有します。この場合損金不算入期間の末日が平成九年十二月三十一日に到来していない場合には、同日をその末日とすることとされています。

●その他の改正

一、交際費等の損金不算入制度の改正

資本又は出資の金額が五千万円以下の法人の支出交際費等のうち定額控除枠内の損金不算入割合が10%から20%へ引上げられました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

二、工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度

工事（製造を含む）のうち、長期大規模工事に該当する工事については、工事進行基準の方法により各事業年度の収益及び費用の額を計上することとされました。

長期大規模工事とは工事期間が二年以上で請負金額が五十億円以上等の工事をいいます。なお平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日まで間に締結した請負工事については、請負金額に

ついて経過措置があります。この改正は平成十年四月一日以後に締結した請負契約に係る長期大規模工事について適用されます。

三、過大役員報酬等の損金不算入

役員報酬額のうち、事実を隠べいし、又は仮装して経理をすることにより役員に対して支給する報酬の額は損金の額に算入しないこととされました。

これは、事実隠べい又は仮装経理により役員に対し支出した金銭の額は、たとえそれが定時定額で支給されたとしても、一種の利益処分と考へ、損金の額に算入しないと明確にしたものです。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

四、過大な使用人給与等の損金不算入

役員と特殊関係のある使用人に対して支給する給与等のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に算入しないこととされました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

五、寄付金

国等に対する寄付金、指定寄付金及び特定公益増進法人に対する寄付金は、利益又は剰余金処分による経理をした場合でも損金の額に算入できることとされました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

六、法人事業税の税率引下げ

法人税率の引下げに供

ない法人事業税の標準税率も次のように引下げられました。

【改正前】	年350万円以下の所得	6%
	年350万円超700万円以下の所得	9%
	年700万円超の所得	12%
【改正後】	年400万円以下の所得	5.6%
	年400万円超500万円以下の所得	8.4%
	年800万円超の所得	11%

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

以上、適用頻度の高いと思われる改正について、掲載いたしました。その他にも重要な改正があります。又改正事項は適用時期が定められていませんし、経過措置も講じられていないので、適用には十分な注意と確認を要します。（渡辺税理士）

天領の秘話 ③

関東の金、関西の銀  
|| 石見銀山の役割 ||

石村 勝郎

江戸時代の初めの貨幣  
経済は、「関東の金」、

「関西の銀」という、金  
と銀の二つの経済圏があ  
つて、それがお互いに刺  
激しあつて、経済を活性  
化し、徳川幕府が三百年  
に及ぶ長期政権を維持出  
来た、基礎がつくられて  
いました。

関東の金遣い（金単価  
の取り引き）、関西の銀  
遣いという表現が使われ  
ていました。

金と銀の二次経済をさ  
かかると、日本経済を  
支えたのは銀の方が古  
く、この点について学者  
は

「日本では銀が早くか  
ら使われていて、文化が

早く開けた京都、大阪地  
方では江戸時代になって  
も、旧習によつて銀目  
（銀単位の取り引き）を  
使つた」

といつています。

天文二（一五三三）年  
に石見銀山に灰吹き精錬  
が伝わり、それが九年後  
の天文十一年に生野銀山  
（但馬）へ、六十二年後  
の文祿四年に佐渡金銀山  
へ、石見銀山の人によつ  
て灰吹き精錬がもたらさ  
れ、銀は大増産の時代に  
入り、銀が経済の主流に  
なりました。

いい換えれば大阪や  
堺、京が早く開けるクッ  
ションになったのは、石  
見銀山の銀が主役になつ

たからと、いえるのでは  
ないでしょうか。関西の  
銀—というのは石見銀山  
の銀があつてのことであ  
り、前出の学者の考え方  
は抽象的に思えます。

家康の貨幣政策

慶長五（一六〇〇）年  
九月十五日、関ヶ原の戦  
いで勝利をしめ、政治の  
主導権を握つた徳川家康  
は、甲州の黒川金山や伊  
豆の大仁金山、佐渡金銀  
山のほかに、同月二十五  
日には石見銀山に進出  
し、西日本でも経済の主  
導権を握つて

「われ完全に勝てり」  
と、天に昇る気分だつ  
たのに違いありません。  
政権の基盤をかためる  
ため、あくる年には、大  
判座、金座、銀座を設  
け、

大判座では大判（十  
両）金座では小判（一  
両）一分小判、銀座では丁

銀（銀八〇、銅二〇）、  
豆板銀（五匁、丁銀の補  
助貨幣）を鑄造し、慶長  
十一年になると錢座を設  
け、金・銀・錢の三貨が  
そろいました。

（石見銀山では慶長八  
年に、釜屋間歩という富  
鉞帯が開かれ、歴史的な  
大増産に入り、家康は躍  
りあがつて喜び、関西の  
銀遣い体制は、完全に  
たまつたのでした）

なお十六世紀から十七  
世紀の初めにかけ、ポ  
ルトガルを初めイスパニア  
などへ夥しい銀が輸出さ  
れました。世界の銀の総  
生産は四十万キ（日本を  
除く）に対し、日本が輸  
出した銀が十五万キもあ  
つたといひ、世界の銀の  
三分の一を日本が産出し  
たとされます。

ところが、日本の生産  
銀についてはあいまい  
で、古文書から眺めてみ

ると、十六世紀末、豊臣  
秀吉と毛利輝元が共同管  
理していたころの石見銀  
山について、秀吉の藏納  
目録から推定して、生産  
銀は八百六十貫くらい  
か、といわれ、文書によ  
れば、むしろ生野銀山の  
産銀が、石見銀山を凌い  
でいて、意外な気がしま  
す。

輸出銀十五万キと対照  
し、余りにも数字が掛け  
離れていて不審に思われ  
ます。恐らく公式数字は  
表の数字であつて、文書  
に現れない裏の数字は、  
表にくらべ数十倍の産銀  
があつたと考えられ、間  
の流出コースの量は、う  
かがい知ることが出来ま  
せん。

金と銀の複本位制経済

関東の金、関西の銀と  
いう複本位制経済は、地  
域交流の際に、金と銀の  
交換（両替）が必要にな



つてくるところから、両替商の登場となります。経済機構が進んでいる大阪が一足早く、宝永五

(一六二八)年、天王寺屋五兵衛が開業し、江戸の三井は六十年遅れて、天和三(一六八三)年、開業します。

両替商は預金の受け入れ、貸付け、手形発行、為替の取り組みが、営業の種目でした。

面白いことに、本来の業務である為替の手数料や両替の収入は大したことはなく、貸付けの利銀収入が、営業の中心になっていました。これは現在の銀行業務と機能がよく似ています。

石見銀山に深く入りこんだ鴻池善右衛門は、全国で百藩を越える大名に銀を貸付けして、財産を築きました。

両替についての比価は、大体、金一両につ

て銀五十匁、京銭(錠銭)なら四貫文といったところでした。

こうした比価の法定相場(為替相場)は常に変動していたのは、現代の経済の動きと同じです。

金銀の複本位制という不統一な二次経済は、維新政府によって銀目が廃止され、金本位制経済に向い、明治四年五月には「新貨条例」が発布され、一両は一円として統一貨幣が発行となりました。

(註)かつての一両は、現在の貨幣に換算してどれくらいでしょうか。研究家により、マチマチなので、びっくりします。平成八年六月のNHKの「堂々日本史」では、一両は三十五万円だとあり、先日の同じNHKの放送では、江戸風俗研究家の杉浦日向子さんは、一両は九十万円とい

つておられました。どっちが本当！。

### 石見銀山の私札

江戸時代末期の石見銀山で働く人々の賃金から、鉱山経済をのぞいてみますと、貨幣のかわりに鉱山札、つまり人足木札(私札)が使われ、森吉屋という商家が掛屋(公金の出納を扱う商家)として、支払い関係を取りしきっていました。

幕末から明治初期にかけて稼業していた間歩(鉱

石を掘り出す抗)の数は四十六口で、そこで働いている人々の賃金を

見ます。(一昼夜労働)

【大工】(坑道掘りに当たっていた抗夫) 銀三匁。

【掘り子】(大工を助けて働く抗夫) 銀一匁。

【吹子】(銀の精錬に当たる吹師) 銀一匁五分。人足木札には「夫役」とか「七」という焼印が入ったのがあり、裏には

本家・森吉屋とある。夫役とは「労役」のこと、「七」という数字は七番抗夫のことか。

抗夫さんたちは、木札を受け取って、掛屋の会所で、銀三匁とか、

### 田儀屋が出していた私札



銀一匁に相当する銭や日用品と引換えてもらって帰宅する。

なお石見銀山の金融に関係していた鴻池をバツクに、町年寄の田儀屋三左衛門が出していた私札(紙幣)が発見されたことがあった。田儀屋は手形引換所も業務としていて、「銀壹匁、こうの池、午十月」とか、「御料所石州銀山融通手形」の押印があり、幕末の銀山の金融の仕組みの一端がうかがわれます。

(参考文献)「鉱山札」昔のお金展示館長・松本高治著。田儀屋手形は加藤守男さん(大田)提供。

提供。

# 三三三 税務コーナー

## 1. 少額減価償却資産 (一括償却)について

### 改正の内容

改正前では、取得価額が二十万円未満、又は使用可能期間が一年未満の減価償却資産については、事業の用に供した日の属する事業年度で、取得価額に相当する金額を損金経理すれば損金の額に算入されていた。

これが、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から次のように改正されました。

①事業の用に供した事業年度で取得価額に相当する金額を、損金経理すれば一時に損金の額に算入される少額減価償却資産の取得価額基準を、二十万円未満から十万円未満に引き下げられた。

②ただし、取得価額が二十万円未満の減価償却資産(①の適用を受けるもの及び、リース期間定額法適用資産を除く)については一括償却資産として、事業年度ごとに一括して三年間で償却出来る方法が選択できる。つまり、取得価額が十万円未満の減価償却資産についても、

③資産に計上して通常の償却でもよく、  
④事業供用時に一時損金算入でもよく、  
⑤一括償却資産に含めて三年で償却でもよく、  
右記のいずれかの方法でもよい。

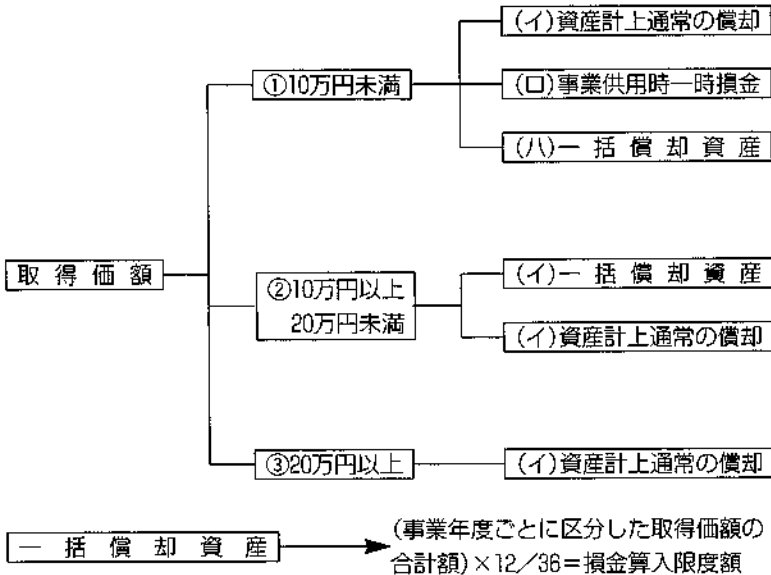
取得価額十万元以上二十万円未満の減価償却については、  
⑥一括償却資産に含めて三年で償却するものもよく、

取得価額十万元以上二十万円未満の減価償却については、  
⑦一括償却資産に含めて三年で償却するものもよく、

よく、

⑧資産に計上して通常の償却をしてもよいという事です。

(注) 一括償却資産とは、取得価額が二十万円未満の減価償却資産で事業供



用時一時償却した資産及び、リース期間で定額法適用資産を除くもので一括償却の対象となるものをいう。

これを図解すると次の図のようなになる。

(注) 「損金算入限度額」は、除却損、譲渡原価を含む、したがって、右記の限度額まで償却した場合は一括償却資産の除却損、譲渡原価は損金には算入されないこととなります。

一括償却を適用するためには、一括償却資産の取得価額の合計額(一括償却対象額)を法人税申告書に記載し、かつ、その計算明細書を保存していることが必要です。

また、一括償却対象額につき損金経理した計算の明細書を確認申告書に添付することとなります。

## 2. 一括償却資産と

### 固定資産税の 関係について

問 平成十年四月一日以後に開始する事業年度から、取得価額が十万元以上二十万円未満の

減価償却資産は、一括償却が出来る改正がありましたがこのようない一括償却資産が固定資産税の課税対象となると、固定資産税独自の管理と事務処理が必要となると思います。一括償却資産は固定資産税の課税対象から除外することはできないでしょうか。

**答** 一括償却資産は個別管理が不要となっております。そこで、これを固定資産税の課税対象に取り入れることになりますと、資産の管理、固定資産税申告など納税者の事務処理負担が増加いたします。もともと、一括償却は納税者の事務負担軽減を目的としていますので、この点を配慮し、自治省では、通達で一括償却を選択した資産

については、固定資産税の課税対象としないことにしています。注意したいのは、取得価額が十万円以上二十万円未満の資産であつても、一括償却を選択しないで原則償却をした場合には、固定資産税の課税対象となるという事です。

なお、同一市町村で同一人が所有する償却資産の課税標準額が「百五十万円未満」である場合には、固定資産税が免除されることになっていますが、「百五十万円未満」であるかどうかを判定する際には、固定資産税の課税対象とならない「一括償却を選択した資産」は除外されることとなります。(中島税理士)

## 質問 手帖

### 【質問】

会社員の妻で、いままで、専業主婦であつた者が、パートで仕事を始める場合の税金等の取扱いはどうなりますか。

### 【解答】

パートの年間収入が、

所得税の場合には百三万円、住民税の場合には九十九万円以下であれば税金はかかりません。なお、夫である会社員には、所得税・住民税の配偶者控除と配偶者特別控除が受けられるかどうかの問題が生じます。

妻の収入が百三万円以下ですと配偶者控除が受けられますが、百三万円を超えますと配偶者控除が受けられなくなりま

す。配偶者特別控除については、①夫の所得が一千万円以下で、②かつ、妻のパート収入が百四十一万円未満の二つの条件を満たせば受けられますが、どちらかでも欠けると控除が受けられなくなります。

なお、パート収入が百三十万円以上になると、妻が社会保険の被扶養者の対象から外れ、単独で国民健康保険や国民年金に加入する必要がありますので注意して下さい。(中田税理士)

**囲碁問題**  
白先で黒を殺して下さい。

(解答30頁)

問題 白先 黒死

# 石見銀山遺跡について

大田市教育委員会 宮脇正寛

最近、石見銀山遺跡がマスコミで取り上げられ話題となっており、石見銀山の歴史、行政の取り組みについて報告致します。

石見銀山は鎌倉時代末期の延慶二年（一一三〇九）、大内氏により発見

されたと伝えられている。その後の本格的な再開発は、大永六年（一五二六）に博多の豪商神屋寿貞が出雲鷲銅山を経営した山師の三島清右衛門、穿通子（ほりこ）の吉田与三右衛門を引き連れて石銀、本谷を開発したと言われている。

さらに神屋寿貞は天文二年（一五三三）博多から慶寿と、宗丹二人の精

錬技術者を連れてきて、

当時、朝鮮半島で行われていた灰吹法という製錬技術を導入し、産銀量は著しく増え、十六世紀中ごろより十七世紀初頭にかけて、石見銀山はシルバークラッシュを迎えることになる。

石見銀は中継貿易に使われ、ポルトガル、スペインなどのヨーロッパ諸国は、中国より生糸・絹織物を日本に送り中継貿易で得た銀で東南アジアより香料・陶磁器など買付け、ヨーロッパ市場へ送った。

戦国時代の銀山については、大内氏、小笠原氏、尼子氏、毛利氏の三十年間にわたる争奪戦が

続き一五六二年に毛利氏が掌握したが、一五八五年には、毛利氏と豊臣氏との共同管理が行われた。関ヶ原の戦以後、徳川家康は、初代奉行に大久保長安を登用し、銀山経営を任せた。石見銀山は江戸時代の慶長から寛永期に最盛期を迎え、中でも山師安原伝兵衛が開発した釜屋間歩は、年三千六百貫の銀を産したという。

寛永期以降になると次第に坑道が深くなり、湧水処理に経費がかかり、延宝年間（一六七三～一六八〇）に入ると産銀量は年間約四百貫に減り、幕末の安政六年（一八五九）には三十貫と記録に

ある。

ある。

明治維新後、地元の田中義太郎に払い下げられ経営が続けられたが、明治五年（一八七二）浜田沖地震で間歩のほとんどは水没し、金山休山状態となった。明治二十年大阪の藤田組に権利が移譲され仙ノ山南の本谷鉱区で採掘が再会された。このときから、仁摩町大國の柑子谷永久稼所が開発の中心となった。主要産品は銅で、日清・日露戦争の軍需景気に乗り明治後期から大正初期には、発展した。しかし、第一次世界大戦後の反動景気により銅価の下落、安価な外国産銅におされ、ついに大正十二年六月に休山に追い込まれた。

昭和十六年、国の援助で同和鉱業株式会社が再開発をおこなったが、昭和十八年の大水害により再開発は断念することと

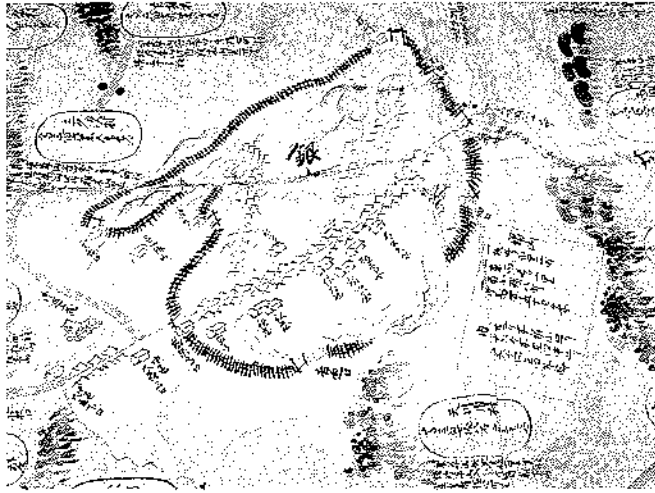
なった。

石見銀山の最盛期は、十六世紀中ごろから十七世紀中ごろまでのわずか百年間ですが、歴史的意義は大きく、特に灰吹法が日本に最初に伝わり佐渡・院内・生野に伝わり金銀の生産が飛躍的に伸び日本の政治、経済に影響を与えたばかりでなく、世界の経済にも影響を及ぼした。

大正十二年に閉山になりその後、大規模な採掘や開発が行われなかったため、十六世紀から二十世紀初頭にかけての遺跡がきわめて良い状態で保存されている。

遺跡の一部は昭和四十四年に国指定史跡（十四ヶ所）となる。

史跡箇所  
大森代官所跡  
大久保石見守墓所  
(二六五七㎡)  
(二九四㎡)



生保二年(1645) 石見国絵図

- 新切間歩 (二四〇m)
- 福神山間歩 (一二二m)
- 龍源寺間歩 (九一m)
- 新横相間歩 (二二二m)
- 本間歩 (四〇m)
- 釜屋間歩 (八〇m)
- 大久保間歩 (三五五m)
- 伝安原備中靈所 (三四四m)
- 安原備中墓 (一三三m)

- 天正在銘宝篋印塔基壇 (四m)
  - 山吹城跡 (二六二四〇〇m)
  - 佐比売山神社 (二二〇九m)
- しかし史跡全体では、約二十七鈴しかなく全体から見れば点でしかありません。

正保二年(一六四五) 石見国絵図によれば銀山は柵で囲まれ、銀生産、生活が行われており、この柵の中(山内)約三百鈴、中世に銀鉞石を積み出した港(仁摩町<sup>にま</sup>、駒ヶ浦<sup>こまがうら</sup>)や、中・近世、産銀を積み出したり、資材を搬入した港(温泉津町<sup>おんすずり</sup>沖泊)、銀山争奪戦や銀山経営に深く関りのあった城(仁摩町石見城)、(温泉津町・仁摩町矢筈城)、(温泉津町・大田市矢滝城)などを国の史跡追加指定をし保存を図る計画です。

これまで石見銀山についての調査研究は十分ではなく、不明な点も多かった為、平成八年に島根県・大田市・仁摩町・温泉津町により、「石見銀山発掘調査委員会を設置し調査を推進するための方針と遺跡の保存整備を図るための検討を行っている。



灰吹法に使用された鉄鍋

調査については次のとおりである。

(一)発掘調査

石銀地区は約二十鈴の広がりがあり、十六世紀末ごろの精錬跡の遺構や遺物が発見され、当時の様子がわかる貴重な遺跡として注目を浴びており、平成九年度においては、銀精錬に使われた鉄鍋が発見され注目を浴びています。

平成十年度は、石銀地区のほか佐比売山神社



石銀II区で見つかった上層(江戸時代前半)の建物跡

天明年間（一六八八〜一七八八）の時期のものと大まかに二つに分けられることや、それぞれの時期において建てられる墓の種類が異なることがわかった。

### ②城館調査

銀山周辺の城跡を戦国期の銀山争奪戦と銀山経営の視点から、その役割と歴史的背景を調べる。

### ③港湾調査

銀山関連の港湾である



国内外で生産された陶磁器

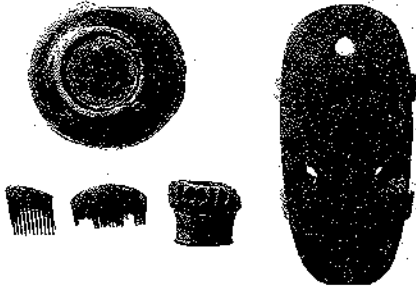
柄ヶ浦、沖泊を中心に各港の果した役割を銀山の栄枯盛衰にからめ調査する。

### ④街道調査

銀山街道の中で特に十六世紀に銀山と柄ヶ浦の港を結んでいた街道を中心にその現況と路線の確定調査をする。

### ⑤間歩調査

遺跡内の間歩についてその分布と現況を調査する。これまで石銀地区、



下駄、木櫛、木椀などの木製品

本谷地区、清水谷地区、柄畑谷地区を調査して確認できた間歩は五百二十六ヶ所、露頭四十七ヶ所である。

### (三)古文書、文献調査

国内古文書については既知文書の分析と目録化を行うとともに未知文書の発掘を図る。又、石見銀流通に関する海外文献の調査と分析を行い石見銀が海外に流通していた裏付けをする。

### (四)歴史民族調査

銀山周辺の地名調査を行い銀山町の歴史的背景をつかむ。中世における銀山町の生活の状況等を古文書及び住民からの聞き取りにより考察する。

### (五)科学調査

発掘調査や分布調査により発見された炉跡や、鉱さいの金属成分調査を行い遺跡の正確を明らかにする。

### (六)鉱山調査

国内、海外の銀鉱山を中心に石見銀山との比較関連調査を実施する。

### (七)伝建調査

温泉津町温泉地区を町並み保存地区として保存活用するための調査を行う。

### (八)整備活用調査

国内、海外の鉱山遺跡の整備活用の先進例を調査し、石見銀山整備活用計画策定にあつての参考にする。又、石見銀山遺跡を将来に亘って保存するための保存管理計画を策定する。こうした膨大な調査が今、始まったばかりであるが、石見銀山遺跡を解明するために

はさけて通れない調査です。こうした地道な調査により石見銀山遺跡が世界に誇れる遺跡となるのです。

しかし、石見銀山遺跡は本当に価値があるのかとよく耳にしますが、こ

れまで国内の学識者、研究者の評価では、

①中世から近世までの鉱山の歴史が分かる我が国の代表的な遺跡である。

②街並みが残り、各時代における人々の生活ぶりが分かる大変貴重な遺跡である。

③露頭掘りから坑道掘りへ移行する銀の生産形態が良く分かる重要な遺跡である。

④この地域を支配してきた代官所跡などが良く保存され、文献記録も豊富である。

などである。

この貴重な遺跡が国の史跡指定を受け、発掘調査等各分野での調査が進み遺跡の全容が明らかになれば世界遺産登録も可能となります。そして又、この遺跡を地域の皆さんがよく理解し保存に努め後世に残していく気運が大切です。

# 非違事例

## 最近の法人税調査事例から

### 法人税関係

を振り込ませる方法で売上を除外していた。

①建設業を営むA社は、工事代金として受け取った手形を代表者名義の普通預金で取り立てる方法で売上を除外していた。

なお、除外資金は代表者等の個人名義定期預金とするほか、代表者からの借入金に仮装して会社に戻し入れていた。

ごまかしていた所得金額は約七千四百万円、重加算税を含め法人税約三千六百万円を追徴した。

②サービス業を営むB法人は、取引銀行以外の法人名義預金に売上の一部

なお、除外資金は、個人名義の定期預金とするほか、代表者等家族が個人的に費消していた。

ごまかしていた所得金額は約二億七千六百万円、重加算税を含め法人税約一億四千万円を追徴した。

### 架空仕人の計上事例

製造業を営むC法人は遠隔地の個人事業者に依頼し、水増し請求させる方法で架空仕入を計上するほか、スクラップの売却収入を除外していた。

なお、除外資金は、代表者等家族名義の郵便貯金等をしていった。

ごまかしていた所得金額

額は約二億九千九百万円で、重加算税を含め法人税約一億二千万円を追徴した。

### 消費税関係

①建設業を営むD法人は従業員に対する給料のうち、歩合給部分を販売手数料に計上し、課税仕入としていたため消費税約二百万円を追徴した。

②簡易課税選択事業者である自動車販売、修理業を営むE法人は、第四種

事業に該当する修理収入を第二種事業で申告していたため、消費税約百万円を追徴した。

### 源泉所得税関係

①宗教法人Fは、葬儀等の布教収入を無作為に除外していた。

この除外資金は、住職が個人的に費消していたほか、住職の子供の学資費用に充てていた。

課税を免れていた金額は約二百万円で、重加

算税を含め源泉所得税約一千五百万円を追徴した。

②建設業を営むG法人は外国法人に対する工業所有権等の使用料として源泉徴収の対象となるにもかかわらず、これを徴収していなかった。

課税漏れとなっていた金額は、約二億七百万円で、加算税を含め源泉所得税約二千万円を追徴した。

## ザ・マルサ

(国税査察官制度のあらまし)

納税者自身による適正な申告と納税に支えられている申告納税制度を維持し、課税の公平を確保するために、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追求しなければなりません。

このため、一般の税務調査のほかに、特に大口・悪質な脱税をした者

に対しては、税金を納めさせるだけではなく、懲役又は罰金という刑罰を科すため、査察調査という特別な調査を行っていただきます。

この査察調査には、国税庁と国税局に配置され

ている国税査察官(全国で約千二百名)が当たっています。

脱税者の追加負担の実例(個人)

隠した所得	7億9700万円
↓	
国税本税	3億9700万円
加算税等	3億4200万円
地方税	1億4600万円
罰金	9000万円
合計	9億7500万円
態役	1年6月(実刑)



## 企業訪問

取扱い商品

アルミサッシ・板硝子

住宅機器・介護用品

当社製作品

Hellowブ羅斯・ベストひさし

林商事株式会社



代表取締役

林 基一郎

(資本金 一千百二十万円  
年商 四億六千万円)

昭和二十九年、大正西  
駅通りに林硝子店を開  
業。

昭和四十年柳井に土地  
をもとめ、倉庫及び工場  
を建築致しました。其の  
頃から木造住宅用にアル  
ミサッシが発売され、  
早々とアルミサッシの販  
売に取りかかりました。

当時は窓といえば木製  
の建具で、それをアルミ  
にしていたくには、か  
なりの苦勞が必要でし  
た。毎日ピーアールの連

続、其の頃大田市でサッ  
シの販売店は有りません  
でした。努力の成果が  
年々あらわれ拡大致して  
参りました。商品が出ま  
わるようになれば販売店  
もふえ他店もピーアール  
する物ですから益々拡大  
致しました。そこで、組  
織変更を致し、林商事株  
式会社を四十五年に設立  
致しました。柳井の工場  
では手狭な為、長久に土  
地をもとめ工場・倉庫・  
事務所を建築致しまし

た。商品販売量が増大す  
るに伴い、競争も激化の  
今日であります。私の信  
念は「常に新しいテーマ  
に燃え挑戦と勇気を」で  
す。

現在の事業が上昇中  
に、次の事業を進める。  
これが、私のやり方で  
す。今も、カラスステ  
ンでトイレブ羅斯を製作致  
しております。商品名  
は、Hellowブ羅斯であり  
ます。昨年までは、県内  
販売と致しておりました。  
本年から鳥取県と山  
口県に、ピーアール中  
であります。それぞれ何を  
やっても、難しさは有り  
ますが勇気を持って事に  
当たっております。ブ  
羅斯は、当社で開発した商  
品で有りますが、同じよ  
うな商品も他社にも有り  
ます。他社はメラミン合  
板で、水に弱く下のほう  
から、剥離している所が



## 『社訓』

### 三身一体

#### 【我が社、得意先、社員】

特に私ども社員は、地区ナンバーワンとなり、収益もナンバーワンを目ざそう。

### 物心

#### 【特に心】

社長は社員、社員は社長と心の通いあうことに最大の努力をはかり、そのことが必ず仕事にも大きく貢献することと確信する。

### 企業の変革

#### 【向上心】

テンポの早い社会変化の中でも向上心を持ち、商品知識を高め、短期間で数多くの説明ができるような方法を考える。

### 体質

#### 【心の経営】

十年前までは、努力をすれば利益を得ることができた。しかしその後、困難な時代を向かえ経営体質も悪い十年でした。私自身が、本物の心の経営を間違っていた。

今後は、心ある対話・心ある事業に、又、繁栄する経営基盤づくりに向かって進み、お互いの繁栄に一層努力します。

よく見かけられます。今の所、カラーステンテンの同等品は有りません。特殊構造で設計し水の進入をなくし、表面材をさびないカラーステンと致しました。メンテナンスにおいて、非常に楽だと喜ばれております。

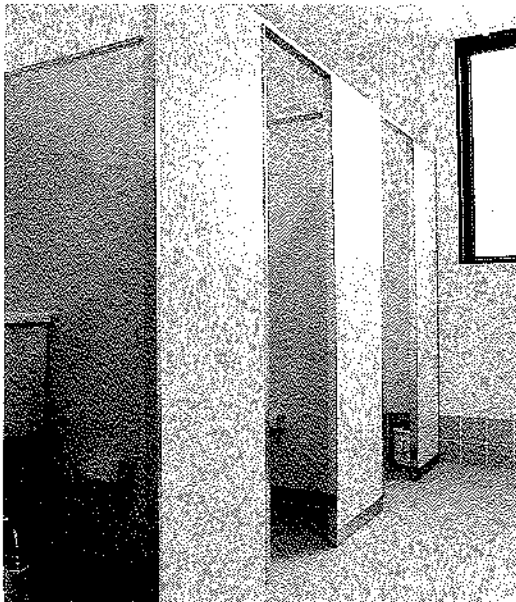
平成九年十月には、前の店舗を改造して、介護用品ショップ「はあとふるライフ」を開設いたしました。地元で唯一のショップとして、重宝していただいていると思います。在宅介護を中心にしながら、

ら、社会福祉施設へも訪問し、着実に実績を伸ばしてきております。

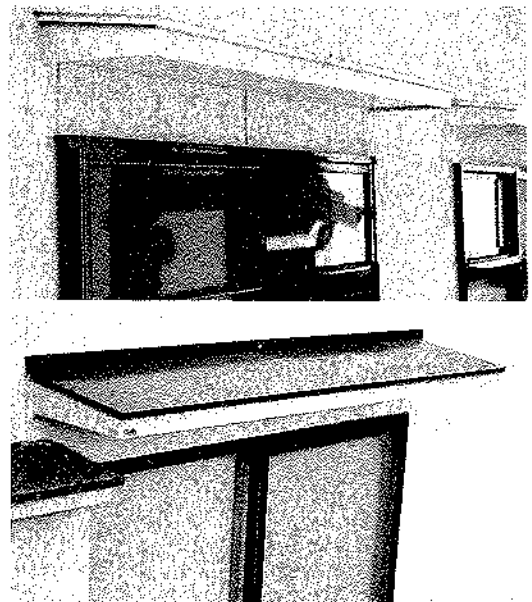
以上にのべてきましたように、我が社の柱とする事業は、次の三つであります。

- (1) 第一・二事業部  
アルミ建材・ガラス・シヤッター・エクステリア・住宅機器・石工事等
- (2) メタリング事業部  
ステンレストイレブース (Hellowブース) ・既製庇 (ベストひさし) の製造・販売
- (3) バリアフリー事業部  
介護用品ショップ「はあとふるライフ」にて、住宅リフォーム・介護用品・機器等の販売

この三本の柱を、堅実に伸ばすことを、第一と考え、社員一丸となつて、この大変な時代を乗り越えていく所存であります。



▶ カラー ステンレス・トイレブース



◀ ベストひさし先付タイプ

◀ ベストひさし後付タイプ

# 「日本一の和牛試験場」

農林水産省中国農業試験場畜産部の紹介

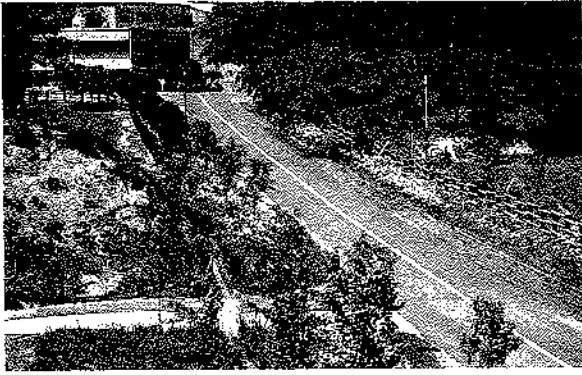
畜産部長 萬田富治

## 川合の里

大田市街地を抜けて国道三七五号線を車で十分ほど、走行するとやがて、水田が広がり、その中央を流れる静間川に沿って、広大な飼

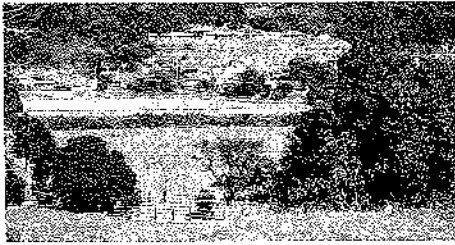
イチョウ並木が続く。道路はやがて緩やかな坂にさしかかると右に大きくカーブを描き両脇は桜並木に変わる。この奥深くに庁舎がある。

料畑と丘陵地に点在する建物を遠望できる。試験場の入り口は国道に接しているが、国道よりも広い専用道路は八間道路と呼ばれ、入り口から山に向ってまっすぐ延びている。この道路を進み途中、静間川に架かる尋牛橋を渡ると、見事な



庁舎へのアプローチ（牧欄と若桜並木）

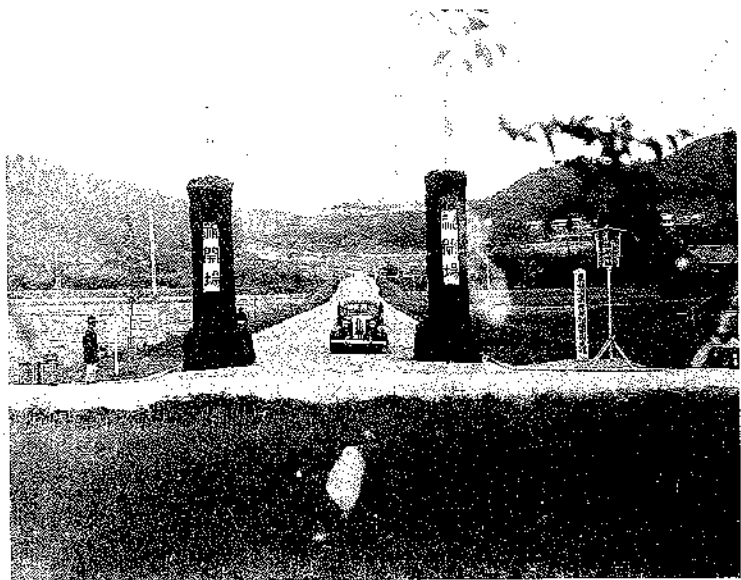
これらの美しい景観は静かな川合の田園風景に見事に調和し、訪れる人々に深い安らぎを与えてくれる。



試験場から川合の里を望む

## 沿革

この牧歌的なたずまいを見せる試験場は昭和十二年に創立された。



昭和12年開場（手前は国道375号線）

この年の夏には世界大戦の発端となる日華事変が始まり、国の内外情勢は、和牛の改良などという平和な事業をのんびりとやることを許されるべき事態ではなく、殊に厳しいものであった。にも

拘わらず昭和十年の国会で十一年度の国の新規事業として和牛試験場設置の予算が通過した。この背景について初代支場長の羽部義孝氏は次のように述べている。

第一は和牛試験場設置

に関する要望が熱烈であったこと。第二は大正十五年から農林省ではほとんど毎年和牛予算が計上提出され続けたこと。第三は戦時機構であったので食糧増産気運に乗ったこと。第四に予算通過に直接努力してくれた人々があり、殊に予算査定の実任者に理解者がいて、スラスラと要求が認められたことである。これらを見る限り国の新規事業が予算化される仕組みは当時も現在も基本的に変わっていないということ

である。

さて、予算が内定すると試験場開設に向けて創設者達の大変な苦勞が始まる。候補地は古来から和牛飼養の盛んな中国地域に決まっていたが、和牛試験場として改良事業の宣伝活動の便宜上、用地を鳥取、島根、岡山、広島、四国に限定することとして、候補地の推薦を各知事宛に依頼された。その結果、三十六ヶ所からの推薦があり、その中から最終的に現在地の島根県安濃郡川合村に決定さ

れた。この候補地の数をみても当時の状況が和牛試験場の設置に対していかに熱心であったかがわかる。さて、用地が決まり、官制公布に際して、和牛試験場として独立した試験場とするか、畜産試験場中国支場とするかが問題となった。後に初代支場長となる羽部氏は

者を選択した。その後、幾多の変遷があり、昭和二十五年には中国四国農業試験場畜産部に改組され、昭和二十七年には四国農業試験場の設置により、中国農業試験場畜産部となり、現在に至っているが、我が国唯一の和牛を専門とする試験場であることには変わりはない。



和牛界にとって聖地的なシンボルとしての「牛魂」の碑  
(初代支場長・初代全国和牛登録協会長羽部義孝氏の筆による、創立二十周年、昭和三十三年)



「肉用牛研究発祥之地」の記念碑  
(初代支場長・初代全国和牛登録協会長羽部義孝氏の筆による、創立50周年、昭和62年)

### 組織

畜産部が所属する中国農業試験場は福山市の企画連絡室、総務部、総合研究部、地域基盤研究

部、作物開発部の一室四部、京都府綾部市の畑地利用部、大田市の畜産部、合計一室六部から構成されている。畜産部は

四つの研究室と業務科、総務分室のほか、総合研究チームから構成されている。国家公務員の定員削減という厳しい状況にもかかわらず平成年十月には四国農業試験場の草地畜産研究の廃止に伴い、研究職定数二名が畜産部へ振替になり増員された。現在定員は事務部門を担当する行政職(一)が十名、研究支援業務を担当する行政職(二)が二十八名、研究職が二十名、合計五十八名の他、十数名の臨時雇用職員によって業務が行われている。定員の半数を占める行政職(二)のほとんどは地元出身者で占めており、最近では県外からも採用されている。

行政職(一)及び研究職は全国から集まっております、定期的な全国ベースで転勤が行われる。最近特に異動が多くなつて

おり、研究の効率化及び評価が厳しく行なわれるようになった。私自身も、関東から北海道、中国へ、これまで五ヶ所を渡り歩いてゐる。せつかく地元の人達と知り合いになれても異動せざるを得ないのが国の試験場の職員の宿命である。このため、地元との研究交流にあたっては出来るだけ組織的に応答することを考え、常に新鮮な人材を投入することにより、地域との交流をすすめたいと考えている。見方を変えれば地元にとっては全国の情報居ながらにして入手出来るわけであるから試験場を大いに活用していただきたい。こういった転勤族でもかつては独身で赴任した職員の間には大田出身の女性と結婚し、縁を深くする者も多かったが、最近は適齢期の職員がいても晩

婚化に伴い、ご縁を作れない。なんとかこの状況を打破したいと考えているので、本誌上を借りて環境作りに協力をお願いしたい。

#### 土地利用の概要

試験場の土地は二〇五町歩程あり、半分を山林が占め、山の上の方に草

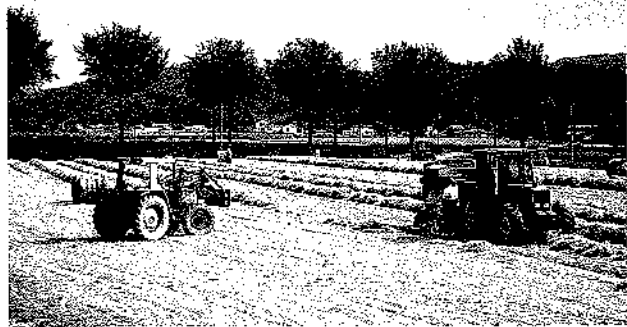


山のまきばから三瓶山を遠望する

採草地は静岡川沿いに一二・四町歩あり、ここでは冬作にイタリアンライグラス、夏作にソルガムが栽培されており、一年中緑の広々とした景観を提供している。これらの牧草と飼料作物は主として試験用飼料や越冬飼料として乾草やサイレージに調製される。畑の耕起、施肥、播種、収穫、運搬作業はすべて大型機械で行われ、これらの作業風景もまた、水田地帯の川合の中で、異質的存在であり、国道から眺める風景が牧歌的といわれる由縁の一つである。特に冬作のイタリアンラ

イグラスが冬枯れの水田地帯に青々と緑の絨毯を敷き詰めた様は、葉を落とした裸木と程良く調和し暖かさを感じる。

この景観を大切にし、市民の皆様とともに川合の名所として楽しんでもらえる場をしたい。中山間地域では労力不足や高齢化から山林が荒廃し、雑草や灌木の繁茂が里山を飲み込み、屋敷周りに及んでいる。このため鳥獣害が深刻になっている。畜産部ではこの問題を解決するため試験場の山林の保全及び有効利用対策として、牛の放牧試



イチョウ並木をバックに大型機械作業による牧草収穫

験を開始している。これには当場産の黒毛和種牛（黒牛）のほか、山の放牧に強いといわれている高知県特産の褐毛和種牛（あか牛）を四国から三頭導入し、どちらの牛が山の開拓牛として適しているかの比較研究を実施している。

こうして、荒廃する林



「あか牛」と「くろ牛」で山を拓く

地の下草を牛に舌（下）刈りさせ、次第に短草型草地を拡大することにより、森と畑や屋敷との間に空間を作り、イノシシ害等の獣害を回避出来ないかという研究にも着手したいと考えている。

かつて、当畜産部は全山、松でおおわれ、秋になると松茸がたくさんとれたそうであるが、現在

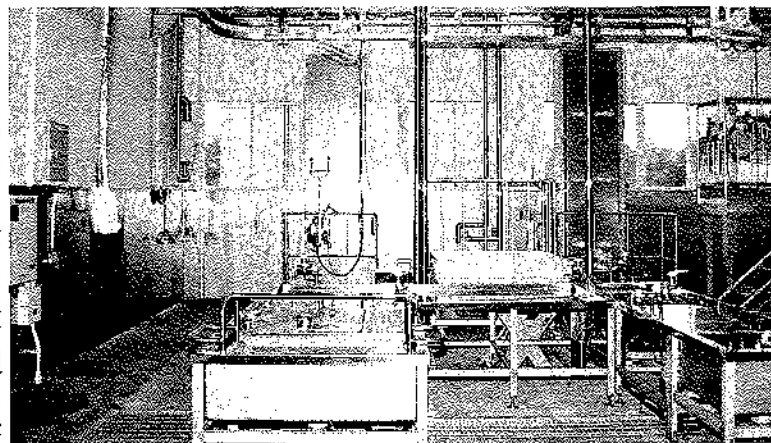
は松食い虫にやられ全く見る影もない。寂しい限りである。松茸の復活はほとんど不可能と思われるが、この大切な山を牛で保全管理する技術開発のために活用したい。山にのびる幹線道路は一部を残して簡易舗装されている。これまでに、先輩達が何

年もかけて、節約した予算で少しずつ舗装してきたのであるが、先日、大田市内官公署長連絡協議会のメンバーを案内した時、会員の方から、「道路が狭いのは牛の放牧試験のためか」と質問されたときには少々ショックであった。国立の試験場は道路も立派なものであるという思いこみからで

あろう。最近では国家財政の逼迫により、さらに予算獲得は厳しい時代に突入しているが、おかげで当部は毎年、研究予算が増えており、今年も補正予算が査定された。

### 仕事

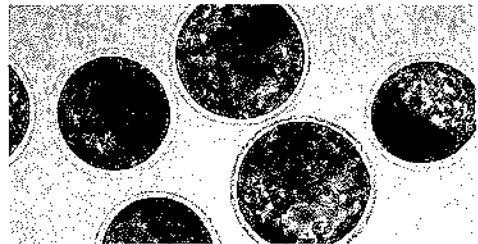
国の農業試験場は試験研究を通じて農業に貢献することが主要な業務である。畜産は「生めよ増やせよ」が至上命題であるため、創設時から和牛改良に力を入れてきた。ク



平成九年度補正予算（一億六千万円）で全面改築した食肉生産研究施設（0-1-57 対策完備）

ローン時代を迎えた今日では、「生めよ増やせよ」という改良・増殖研究は遺伝子工学手法を取り入れた国際レベルの先端研究を推進している。

また、「なぜ和牛は美味しいのか」といった基本的命題の解明にも迫っており、特に和牛のおいしさを

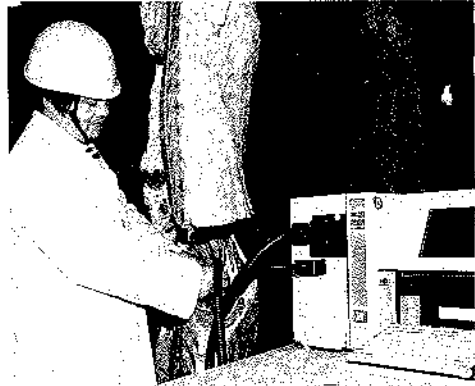


体外受精操作で作出した受精卵

支配するサシ（脂肪交雑）形成のメカニズムの解明研究は関係者から注目されている。

また、飼料基盤を強化するための草地飼料作物の研究にも取り組んでおり、遊休農林地の放牧利用を図る研究を強化するため林学分野の研究者を配置した。やがて森と畜産の有機的連携を図る混牧林技術が開花するものと期待している。この様に当部では日本の和牛研

光をあてて肉質が科学的に表示できる装置を開発(特許取得)



究のメッカとしてふさわしい基礎的・先導的研究を推進している。これらの研究の活性化のためには、計画的な人事交流と新しい若い研究活力の導入が必須である。

そのため試験場の門戸を大きく開き、国内外の研究勢力を広く結集している。都道府県からの依頼研究員は沖繩から北海道まで、広く受け入れ、今年も北海道立新得畜産試験場、高知県畜産試験

場、香川県畜産試験場からの研究員派遣が決まっている。また、現在、科学技術庁の特別研究員制度を利用してポストドクター(大学院博士課程修了者)の研究者を二名受け入れている。外国人研究者の招聘や海外出張も増えてお

り、今年度はイタリヤ国との国際共同研究をはじめフィンランド国等との交流が予定されている。来年度は予算化をまつて、大田市で「中山間地域農業の活性化のための国際ワークショップ」を先進北欧諸国からの研究者の参加を得て開催したいと考えている。このワークショップには広く大田市民の一般からの参加も期待している。以上の試験研究以外の

業務として、毎年、和牛飼養や改良の専門家を養成するため講習会を行っており、これまで川合の尋牛橋をわたった者は実に六、〇〇〇名以上にのぼっている。その他、近畿・中国・四国地域の十

五府県の試験研究機関の研究調整・指導・助言の業務もあり、大田市を会場にして地域規模または全国規模の各種研究会や会議を開催している。また、平成七年度からは国立三瓶青年の家の主催事業に共催し、全国でもユニークな「畜産科学教室」を畜産部を会場に行

っており、青少年の科学離れを防ぐとともに、農業や畜産に対する理解を深める上で大きな成果を上げていく。さらに、今年度から新たに三瓶青年の家と共催で、島根県下の普通高校六校の理数科高校生を中心に自然

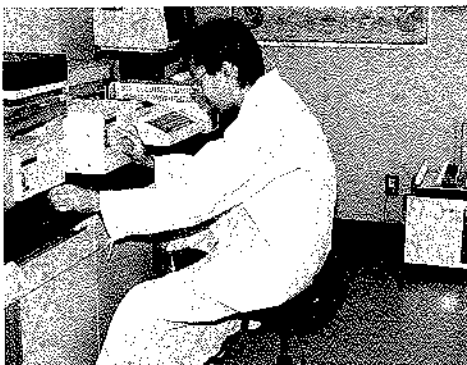
科学体験校外学習の新規事業にも取り組みを開始した。

しかし、地域に存在する試験場として最も重視すべきは研究活動を通じて地元の農業・農村の活性化に貢献することである。我が国では農業技術の普及のための制度は戦前はドイツ型、戦後はアメリカ型を取り入れており、このため、様々な機関が存在し、役割が分担されている。しかし、多

様化する農業農村の実態から見ると、それらの機関の機能は必ずしも十分に発揮されているとは言えない状況も生まれている。したがって、試験場が生産現場で農家の人々と共同研究を進めるためには、これらの関係機関との協力

関係の策定と有機的連携が大切である。この様な考え方は国の試験研究の総本山である農林水産技術会議事務局が踏襲しており、その基本方針の基に畜産部でも平成五年度から部の総力をあげた現地直結型研究を進めている。ここではそのあらましを紹介し、試験場の地元における研究姿勢を示したい。

三瓶山麓での  
現地研究のあらまし



日夜、先端研究に取り組む若手研究員



三瓶山麓は、かつて和牛の放牧により金山シバで覆われていた。この美しい景観が評価され、昭和三十八年に大山隠岐国立公園に編入されている。しかし、放牧の衰退に伴い牧野は荒れ、三瓶山を観光資源として特徴づけていたシバ型草原は消滅の危機にあった。一方、山麓周辺に展開する畜産農家は、牛肉輸入自由化が進行する中で、一層のコスト低減や省力化が求められていた。その解決策の糸口として、かつての放牧地であった三瓶山を、もとのシバ型草原に復活させる研究に取り組んだ。この現地研究で最も留意したことは、対象地域が開発や利用の規制が厳しい国立公園の一角に存在したことである。そのため、牛の放牧が三瓶山の景観を創出する効果や、シバ型草原が

動植物の多様性の保持や土壌を保全する効果等、多面的な役割についても研究を併せて進めた。これらの研究は、生産者を中心に、牧野組合、JA、大田市、頓原町、島根県、営林署、農政局、環境庁支庁、その他多くの方々との共同で進められた。



三瓶山西の原で24年振りに和牛放牧再開

では、多くの努力が積み重ねられた。放牧再開については以前から検討されてはいたが、自然保護や観光利用等の立場からは反対意見もあり、実現には至らなかった。そのため、講演会を開催したり、話し合いを何度か行い、反対意見の方にも「適正な頭数の牛の

その結果、予想よりも早く平成八年の春、二十四年ぶりに西の原での和牛放牧が復活した。三瓶山麓におけるシバ型草地復活による景観面での効用と畜産農家のコスト低減を目指して国費事業による放牧場整備が大田市の手で行われたからである。ここに至るま

放牧は、シバ型草原を復活させ、美しい景観を創出し、自然生態系の維持や土地保全が可能になる」ことを理解して頂いた。こうした関係者の努力が、放牧復活に結実した。この成果を広く実用技術として普及するため行政が動き、中国四国農政局は実証展示事業を開始している。情報が発信されると、多数の見学者が訪れる。併せて多くの情報も入ってくる。一般市民も含めた地域ぐるみの取り組みへと発展し、草原サミットが大田市で開かれた。

平成十年度からは新規の現地直結型研究を大田市を対象に開始している。私たち試験場職員の違いは大田市が閉塞感で一杯の中山間地域の現状を打破し、全国の模範的存在になることである。そして、日本国民がかつ

て経験したことのない、社会・経済・制度の国際化が急激に進行する中で大田市の豊かな生活と文化のかけを大切に、中山間地域社会の活性化のために国内外のセンター的存在に発展することである。そのための一助になりたいと願っている。これが還暦を迎えた当試験場のとりあえずの恩返しであり、試験場が生きる道である。



のびのびと飼われる試験場の親子牛

# 会員親睦ゴルフ大会

## 哲ちゃんおめでとう

商工会議所事務局長

### 勝部 哲男氏 優勝

桜も終わり漸く春めいてきた四月十八日の土曜日出雲大社カントリークラブで第二十六回目の親睦ゴルフ大会が行われました。半年ぶりの会員皆さんの再会で、ゴルフの競技を含めて一日中それぞれ愉快に、そして面白くコミュニケーションができたものと存じます。

私も終わり漸く春めいてきた四月十八日の土曜日出雲大社カントリークラブで第二十六回目の親睦ゴルフ大会が行われました。半年ぶりの会員皆さんの再会で、ゴルフの競技を含めて一日中それぞれ愉快に、そして面白くコミュニケーションができたものと存じます。

た。もともとゴルフの事に未熟な私のことゆえ、あれやこれやを詳しく申し述べる事ができませんので、今回は特別企画として私のゴルフ懺悔を恥を承知で記事に載せて戴きました。

私のゴルフの始まりは、昭和四十三年から四年頃だったように思います。当時、今の島根中央信用金庫の専務の本田さんから君のゴルフ道具一式を安く買って来たからゴルフをやりましたま、の一言でした。私はしばらく

く呆気にとられて、頼みもしないのにと心の中で思いながらゴルフなんか私等のやることではありませんと断りましたら、お前何を言うか、これからの時代の経営者はゴルフくらいはできなければダメだ、の一言であっさりやることを決心したのが十一月頃だったように記憶しております。

今思えば、無茶な話で本田さんの手解きで北八幡宮の山肌で三回か四回クラブを振って、早速その年の年末だったと思います。松江カントリークラブで本番をやり、翌年一月末に広島での縁があり西条カントリークラブでプレーをしましたら、寒い雪の日でありましたが、キャディーから、あなたは今先ずマナーを勉強しなさい、ときつく叱られたことを鮮明に覚えております。



その当時の大田の常連メンバーは、亡くなられた天崎さん、本田さん、青木さん、難波さん、その他数人おられたように思います。玉造カントリークラブのオープンが昭和四十四年十月だそうですが、大田地区での合銀主催の第一回目の白鳥コンペで天崎さんの指導を受け、スコア四十六、四十九を出し一点差で優勝を逸したことが私の今までの最高の成績です。

その後のことは、関係の皆さんご存じのように出る度によくブービー賞をいただきます、何も分らない家内に、お父さんはゴルフが上手なんだね。いつも褒美をもらって帰って、と喜ばせたものでしたが、そのうち中味がばれて家内ともども大笑いをしたことが、たったこの間の出来事のように思います。

# 表彰式



その後一時、上向いた時期もございましたが、特に最近のスコアのひどいこと、自分ながら嫌にもなり大変に恥かしいことだらけでありまして、パートナーの方々にその都度ご迷惑をかけております。

最近はおっぱら最多打撃賞の取り放しです。ま

まだまだ述べたいエピソード等いろいろありますが、紙面の都合上このへんでとめます。

唯々うれしく思いますのは、皆様方からその都度お誘いを受け、恥かしさを省みず、参加できま

## 成績 優勝者

優 勝 部 哲 男  
準 優 勝 益 田 康 夫  
三 位 井 田 敬 三  
B G 賞 千 田 丁 龍  
B B 賞 石 川 泰 史  
メーカ― 三 谷 忠 義



大切にし健康の続く限りへボゴルフに精進したいと念じておりますので、見捨てないでまた誘って下さい。

今回は私の為の独占記事になり、大変にご迷惑をおかけしましたことを最後にお詫び申し上げます。の責めを終わります。

## 税のこぼれ話

### 匙を投げる



よく「匙(さじ)を投げる」といいますが、このサジが中国から日本に入ってきたのは平安時代の頃といわれており、その形が貝に似ていたため当時は「カイ」と呼ばれていました。

それが茶を分ける道具として使われるようになってから、「茶匙」(茶サ、匙サジ) サジと呼ばれるようになったという事です。

さて、その後色々なものに使われるようになりましたが、「匙を投げる」のサジは江戸時代に大名の侍医のことを「おサジ」と呼んでいたように医者が薬の調合に使うもので、サジを投げ出すは治療をあきらめることから、救いようがなく

断念することを意味するようになりました。

税金のことは難しいとよくいわれますが、災害や病気などによりすぐに申告や納税ができないときは、期限の延長や納税の猶予などの制度があります。

匙を投げることなく、お気軽に税務署にご相談ください。

## 石見銀山・根ほり葉ほり

# 銀の道の哀歎(石州銀山道)

石村勝郎

わが国の鉱山の中で、ユニークな存在である、石見銀山の歴史的価値が見直されている中で、江戸時代二百六十六年を一貫して、運上銀(税)の

とつて都合のよい助郷という制度で縛られ、労力や経費のすべてを、沿線の宿駅で負担する仕組みになっていました。

輸送が行われた、大森―尾道間百二十六<sup>キ</sup>が、いま「銀の道」としてクロ―ズアップされています。然し、銀の歴史という

この理不尽な制度に対し、赤名峠を境にし、石見銀山料側に批判的な文書が見られないのに対し、山陽側に批判的な記録が散見されます。

ノスタルジアだけではなく、本当は上納銀輸送の為、長く人々が苦しんだことを考え、道の人間史として深く心に刻みたいものです。

## 銀の道の農民の労苦

毎年十二月の中下旬に

灰吹銀や丁銀、銅が大阪へ送られることを、昔は「上登り」と呼んでいました。上登りは、幕府に

沿線では、五里(二十<sup>キ</sup>)前後の距離で宿駅が設けられ、運上銀の通過日が近づくと、馬二百五十頭前後、人足四百人などのほか松明や食事の準備などに五―六日はかかりきりになります。

そのころの河川には、ほとんど橋が無かったので、川越人足を集めるのも一仕事でした。

運上銀の一行が近づいてくると、宿駅では村境の丘陵に見はり役を立たせ、小旗を振って輸送の列が来たことを知らせます。

受け入れの宿駅では、急にざわめき、町年寄や庄屋など有力者は、礼服を着て、平伏して銀を迎えます。

宿駅では無難に通過してもらうため、大変な気の使い方、銀の箱(十貫目)一箱ずつに、一人ずつ番人がつき、別な番人が徹夜で巡回します。

大森代官所の牽領役人(手代)には、酒を用意したごちそうで、もてなしをするほか、テラツクスなお土産を贈るのが慣例で、それが宿場の財政を圧迫しました。

輸送の隊列を送り出したあとは、狼でも追い出したような、ほっとした気分になります。三つ葉

葵のついた三十<sup>サ</sup>角の、小旗の威光というところ

です。昔の十二月といえば、中国山地は雪に閉ざされますので、人足の苦勞も一通りではありません。

## 役人の傲慢

大阪表へ銀を納めたあと、牽領役人が、ポケツトマネー稼ぎに、上方で沢山な品物を買いきみ、それを「御用荷物」と詐称して、宿駅で輸送させるようなこともあったらしい。

大雪だったある年に、布野宿で輸送することになった。

大雪で馬が使えぬため、百六十六人の人数を必死で集め、赤名宿まで送り届けたことがありました。そのとき役人が支払った賃金は、人足四人分と、馬十三頭分だったといひます。余りにもひどい支払いでしたが、布



石州銀山道のうちの布野宿跡

野宿では後難を恐れて泣き寝入りをしたなどと伝えていきます。

## 最後の銀輸送

血と涙の灰吹銀上納輸送も、慶応二(一八六六)年七月の、長州軍石見進撃で、終止符をうち、幕府の代官政治が終了したのを、一番喜んだのは、石州銀山道といわれる、銀の輸送路に当たる、沿線の人々でした。

最後となった灰吹銀の輸送は、備後の上下出張陣屋に逃れた鍋田代官の指示で、人足一人、馬二頭で、二人の役人が灰吹銀十一貫を上下町から八月に大阪へ送っています。

## 地域社会貢献運動

# 「梅と瓦の広場清掃作業」

梅雨のスタートした去る六月九日、大森町のポケットパーク「梅と瓦の広場」の清掃奉仕作業が行われました。

当日は降り続いた雨が上った蒸し暑い曇天のも

と金田安弘税務署長、周藤統括官に今年もご参加いただき、和田会長、松井副会長とともにそれぞれが持ち寄った草刈り機、鎌を使って、広場一面に生い茂った雑草を取

り除き、併せて空き缶の回収と梅の収穫をいたしました。今年



は雑草の成長が早く思いの外時間がかかりましたが、参加した二十三名の協力のもと見違えるほど綺麗になり、住民や観光客、道行くドライバーの方々から喜んで頂けました。

法人会が取り組む地域社会貢献運動が今年で三年目を迎えますが、この度の不況でこの運動を提唱した全法連の支援が今後は期待できない状況のようです。しかしながら

法人税率の引き下げのメリットを受ける企業の集まりとして、私ども法人

会が地域社会に貢献することは益々重要になり、また個々の企業にとっても、地域社会に対するボランティア、奉仕活動を求められていますので、

法人会青年部の事業として今後も続けます。ちなみに大田市、遼摩郡における県道の草刈りに、毎年三千万円程度の県費が使われていますがそれでもまだ十分手が届

きません。そして、たくさんの方が訪れる石見銀山、三瓶山、温泉津温泉など観光地の環境美化、清掃が行き届かない場所がまだまだあります。



石見大田法人会の会員企業の皆様にこの青年部の地域社会貢献運動にご賛同頂き、それぞれの企

業事業所のボランティア、奉仕活動としてこの運動が広まり、大田市、遼摩郡の各地で実施されれば素晴らしい地域貢献となるでしょう。

今後とも格別のご支援、ご協力をお願い致します。

### ご案内

第十二会「法人会全国青年の集い」長野大会

日時

十一月六日(金)

場所

長野市ホテル国際21

記念講演講師

江崎 玲於奈 氏

分科会講師

中条 高德 氏

(アサヒビール特別

顧問)

吉村 作治 氏

(早稲田大学教授)

参加ご希望の方は事務局(沖)までご連絡下さい。

法人会ニュース

「こんな保険が欲しかった」  
の声にお答えして

# 国内初の保険ができました



★ 5年ごと利差配当付

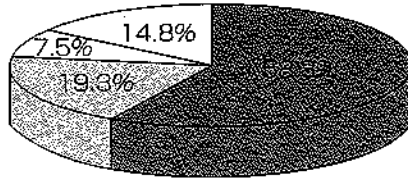
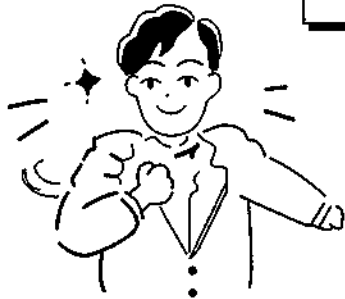
## 重度障害保障終身保険

今、国内の身体障害者数は

# 286万人

にのぼります。

(18歳以上の国民35人に1人)



- 疾病
- 事故
- 不明
- 不詳

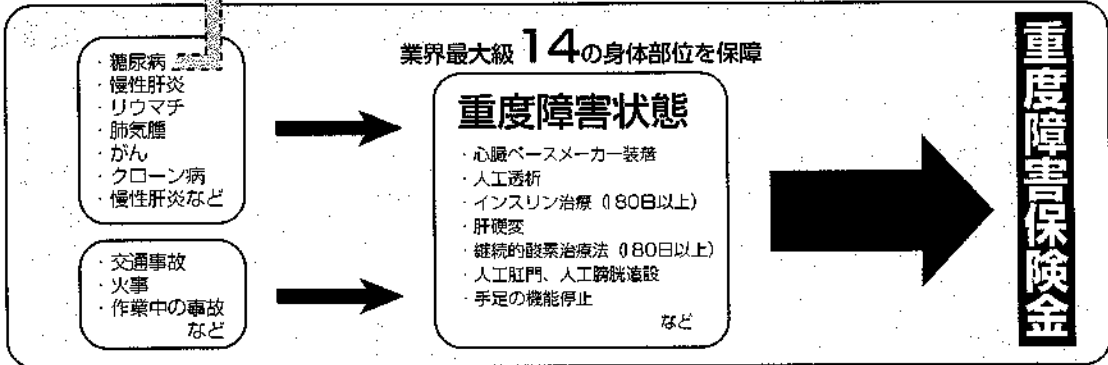
(平成3年身体障害者実態調査報告・厚生省発表)

所定の重度障害状態になられた場合に

**重度障害保険金** をお支払いします。

予備軍を含め成人7人に1人 治療中ないし要治療者合計690万人  
予備軍を合わせると1370万人

(平成9年11月厚生省「国民栄養調査」による)



# 14 部位の保障

## 血液・造血器

- ・骨髄移植を受けたもの
- ・病理組織学的所見(骨髄生検等)および血液検査に基づき所定の白血球、悪性リンパ種、骨髄腫、骨髄形成症候群または重度の再生不良性貧血と医師によって診断されたもの

## 目

- ・両眼の視力の和が0.08以下になって回復見込みの無いもの

## 呼吸器

- ・所定の状態に該当し、医師が必要と認める日常的かつ継続的な酸素治療を開始し、180日継続して受けたもの

## 上肢

- ・1上肢を手関節以上で失ったもの
- ・1上肢の用を全く永久に失ったもの
- ・1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

## 肝臓

- ・病理組織学的所見(肝生検)などに基づき、**肝硬変症状**に該当したと医師によって診断されたもの

## 腎臓

- ・所定の状態に該当し**永続的な人工透析療法**を開始したもの
- ・腎移植を受けたもの

## 膀胱

- ・恒久的な人工膀胱を初めて造設したもの
- ・膀胱を全摘出し、恒久的な**尿路変更(更)ストマ**を初めて造設したもの

## 肛門

- ・恒久的な人工肛門を初めて造設したもの

## 耳

- ・両耳の聴力を全く永久に失ったもの

## 心臓

- ・恒久的**心臓ペースメーカー**を装着したもの
- ・心臓に人工弁を置換したもの
- ・心電図等で異常所見が見られ、所定の状態に該当したもの

## 脊柱

- ・脊柱に著しい奇形を永久に残すもの
- ・脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの

## 脾臓

- ・脾臓における**インスリン分泌障害**を原因として、医師が必要と認める**永続的なインスリン治療**を開始し、180日間継続して受けたもの

## 小腸

- ・所定の状態に該当し**栄養維持が困難**となるため、**栄養所要量の30%以上**を常時中心静脈栄養法で摂取する必要があると医師によって診断され、その治療を開始したもの

## 下肢

- ・1下肢を足関節以上で失ったもの
- ・1下肢の用を全く永久に失ったもの
- ・1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

●お問い合わせは…

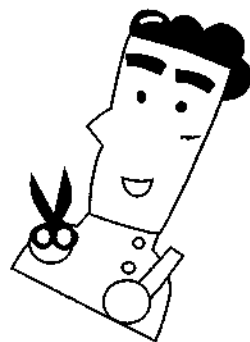
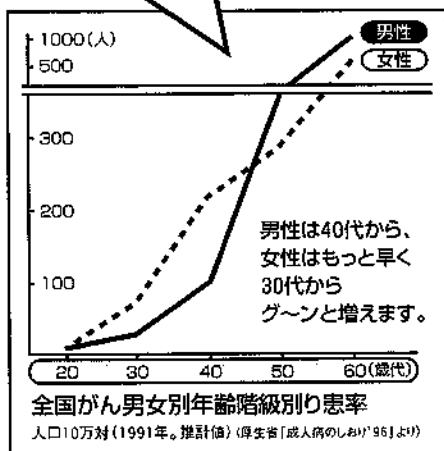
**(社)石見大田法人会**

大田市大田町大田イ309-2 TEL 08548-2-0765

※保険金のお支払いについては、約款所定のお支払い事由に該当することが必要です。  
※御契約に際しては所定のパンフレット、ご契約のしおりを必ずごらんください。



年齢とともに、  
がんになる確率が  
高くなります。



経済的負担の大きい、がんの治療。  
選べる〈がん保険〉で備えましょう。

新登場

あなたの健康応援団。

特約MAXをプラスして、病気・ケガをまとめて保障!

現在、ご契約いただいている

がん保険

(がんの保障)



今回おすすめする

特約MAX

(がん以外の病気・ケガの保障)

●引受保険会社

**AFLAC**

〈がん保険〉と〈介護保険〉のバイオニア  
アメリカンファミリー生命保険会社  
アメリカンファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・フロリダ  
〒163-04 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル12階 ☎0333344-2701(代機)

●お問い合わせ、お申し込みは

(社)石見大田法人会事務局  
青木 恵

2-0765

2-2226

同封のハガキもご利用下さい。

# わが社のふれっしゅさん

- ① どんな動機で入社されましたか。
- ② あなたが地元で期待することがあれば。
- ③ あなたが最近一番良かったことはどんなこと。
- ④ あなたが最近気がかりなことはどんなこと。
- ⑤ あなたの趣味は。
- ⑥ あなたのPRをどうぞ。
- ⑦ あなたの会社のPRをどうぞ。

森田製菓(株)  
山藤京子



- ① 子供の頃から知っていて親しみがあつたので。
- ② 私は、山あり、海ありの大田市が好きなので今のままで十分。
- ③ 車のローンが終わったこと。
- ④ 特にありません。
- ⑤ 洋服を作ることと、読書。

⑥ スポーツは苦手な文化系。

⑦ 明るくて、活気のある職場です。

J A 石見銀山  
荊尾直美



- ① 地元に残って就職したかったし、都会は自分にはあわないと思っていたから。
- ② 大人から子供まで楽し

める施設を作ってほしい。

③ 安くて、すごくおいしい焼き肉屋をみつけたこと。

④ これからの将来のこと。

⑤ ドライブ。最近はずいぶん釣ります。

⑥ 気は強いけど、すごく泣き虫。

⑦ J A は地域に密着している仕事場だと思えます。人々の「しあわせづくり」のための場所でもあります。

サンデン(株)  
竹下愛見



- ① 地元で就職したかったからと家が近かったから。

② 若者が楽しめる施設がほしい。

③ 本を読み終えた時。

④ 車がいっぱい買えるだろう。

⑤ 楽しいことならなんでも。

⑥ 仕事も遊びも一生懸命です。

⑦ 親切で、よい人が多く楽しい会社です。

(株)たけはら  
那須裕子



- ① 地元に残りたかったから。
- ② 誰でも住みやすい町にしてほしい。
- ③ 仕事をしていて、たくさんのお客さんに「有難う」と言ってもらいたい。

- ④ 特にありません。
- ⑤ バスケネットボールをすること。
- ⑥ ちよつとオチャメで明るい性格をしています。
- ⑦ 明るくて親切な人達ばかりで楽しい会社です。

アンケートにお答えいただきありがとうございます。

それぞれ特徴あるお答えをいただきましたが、地元企業に就職されたことは本当にうれしく思います。キャリアを積まれるうちにいろいろ具体的な悩みが派生するのではと思います。初心を大切にして頑張ってください。

それぞれの想いを、ふるさと大田市のために、一緒に考え、力を合わせて実現し、自慢できる大田市にしたいものと思っています。ありがとうございます。

# 税のこぼれ話

## コンピュータの起源

最近におけるコンピュータの技術進歩とその急速な普及ぶりは、まことに目ざましく、様々な分野でコンピュータが利用されており、多くの企業でも営業や経理に採り入れられています。

このコンピュータの歴史を振り返ってみますともともとコンピュータはあらゆるタイプの計算機のことをいい、史上初の計算機は三百年以上も昔の一六四二年、フランスのある徴税吏の息子により、齒車を幾つか連結し、加減計算のできる装置として作られました。

税金の計算に苦しむ父の負担を軽くしようというのが発明の動機だったそうです。

コンピュータのはしり

が、税金計算とは……。

## 学問の場

高杉晋作などすぐれた人材を輩出した松下村塾を吉田松陰が開いたのは安政四年（一八五七）。

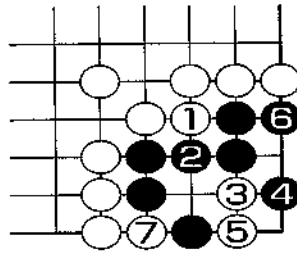
松陰は入塾希望者に対して、入学試験を行わずまた、あくまで学問の場であるということ月謝さえとらなかつたそうです。

ところで現在法人税法でも、学校法人や宗教法人のような公益法人は月謝・授業料（一定の技芸の教授としての収益事業から生じたものは含まれない。）や、お布施などは非課税となっています。

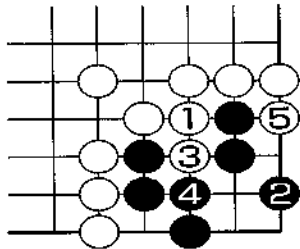


## 囲碁問題の解答

正解



黒②でへこんで受けても白③と出て⑤まで死。



## 編集後記

不況が益々深刻になって参りました。本年に入りましてから、当地方の景気は、特に下降線を辿っているように感じています。

政府も、地方自治体も多くの景気浮揚対策を打出していますが、一向に好転する様子はありませぬ。

所得税の特別減税も、対策の一つであります。が、その波及効果がうたわれている割には、実効が見えないようです。

内需を支える筈の国民消費マインドの冷え込みには、将来への経済的不安が大きく影響するものと考えられます。

極端に低い預金金利、減税も時限立法、消費税率上昇の予感、年金制度の将来への不安等が手持金の消費を抑えて蓄えに

向わせるのは当然と思えます。

そこで、国外からも要請されている法人税・所得税の恒久減税が、やがて本格的に検討されることになると思われま

す。本年度も法人税については、税率引下げに伴う重要な改正がありましたので概要を掲載いたしました。

今後も、税制改正については、身近なものを、出来るだけ詳細に記述してゆく考えです。

大田町の駅前再開発も愈々、本格的に着工されました。希望を持って進みたいと思います。

此度も石村先生・中国農業試験場・大田市文化振興室の皆様のご支援、広報委員の方々の御協力を賜りましたことに、有難く御礼を申し上げます。次第でございます。

（広報部 渡辺）

土地・建物の相談室

島根県建設業許可(般-8)第5535号  
一級建築士事務所登録(3)第1844号  
宅地建物取引業免許(3)第756号



# チェスト

代表取締役・一級建築士・インテリアプランナー

青木 克幸

島根県大田市長久町長久口319-2  
TEL (08548) 2-1338 FAX 2-9297

(社)全国宅地建物取引業協会連合会会員

新畳・表替・上敷・カーテン・ジュータン

島根県知事許可(般-7)第4669号

## 有限会社 河村 豊店

本店 温泉津町井田 TEL (0855) 66-0552  
FAX (0855) 66-0925  
支店 江津市浅利町 TEL (0855) 55-1950

高級 塩ビ銅板・ステンレス

ステンレストイレブース・Hellowブース・ベストひさし製造販売元

## HN 林商事株式会社

介護用品ショップ  
"はあとふるライフ"  
バリアフリー事業部

島根県大田市長久町長久イ506-1

TEL (08548) 2-1013 (代) ・ FAX (08548) 2-1954

清酒 白藤・三瓶山・鳴り砂の里

清酒製造・全酒類卸・小売

## 白藤酒造 有限会社

大田市大田町大田イ430 TEL 08548-2-2300

建設総合商社



株式  
会社

## 島根建材公社

取締役社長 寺戸 隆文

本 社 / 大田市大田町大田イ431-7

TEL (08548) 2-0860(代) FAX (08548) 2-0867

営業所 / 広島・松江・隠岐・境港

ご宿泊・結婚式・披露宴・各種ご会合に

心やすらぐコミュニティ空間

—— 総合結婚式場 ——



## プラザホテル さんべ

〒694-0064 島根県大田市大田町昭和通り ☎ (08548) 2-2200(代)

社団法人 石見大田法人会会報 第35号

平成10年7月15日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内  
TEL(08548)2-0765

印刷 つきはし印刷

大田市島井町TEL2-0540